

# 議案に対する質 疑

## 中山町土地開発公社の

### 経営状況について

#### 問

門前地区住宅用地で、若干違うかもしれないが財産全体の価値で六%しか売れていないのは、後で市財政を圧迫するのではないか？

十四年から売り始めて十五区画造成し、七区画しか売れないのは、売れる可能性が非常に少ないのではないか？  
未造成土地の今後の処理方法をお聞かせいただきたい。

#### 答

中山町は非常に過疎化が進み、定住の促進団地の造成を九年度に土地を取得し、高速度路延伸の残土を利用して造成した経緯があり、平成十三年度にあら造成が終わった。その後、十四年度から第一期工事で全体の一部を分譲任



中山町土地開発公社・門前

宅として造成をした。十五区画を造成し、一般へ五区、町の方へ二区画売却している。残りが八区画ある。  
問題になるのが、残りの未造成土地であるが、見通しが今のところ立っていない。合併という大きな動きの中で、当初の計画どおり分譲住宅地として費用を入れるのか、あるいは方向転換をしていくのか、今後地域の皆さん方とも十分御協議の中で適切な開発をするべきであろうと思っ

## 伊予市土地開発公社の 経営状況について

#### 問

平成十六年度の公社事業会計決算では、収入がないから支出もできない決算書になっているのは、下三谷工業団地の土地が売れていないからだと思うが、工業団地が売れるのか、現時点での見通しは？  
また、塩漬け土地はあるのか？

#### 答

下三谷工業団地第二期の企業への分譲用地は、面積で約一万六、五三六坪となっており、現在これを四区画にして企業への誘致活動を積極的に進めている。かねてからの企業との交渉がほぼまとまり、六月末契約の予定である。この企業については、四区画のうちの一区画で面積は五、五七六坪になり、全体の面積に對する割合で三三%に当たる。現在このほかに交渉・問い合わせを含め六社あり、今回の契約で残りの用地について



伊予市下三谷工業団地

も販売促進に大いにつながると思っ

#### 問

## 伊予市総合計画策定条例 の制定について

六月議会で可決された後に募集されるべき伊予市総合計画策定審議会委員が、議会も始まっていない六月広報に載っているのは、議会軽視ではないか？

否決されたら載せられないと思うが、結果を待たずして載せた理由は？

#### 答

議会議決後に募集をすると、八月・九月と設置がかなり遅くなり、できるだけ早い時期に審議をしたということ、審議会設置のための準備行為ということで募集をした。  
若干見解の相違があるのではないかと思う。今提案している条例を議決していただければ、委員の確定を市長がすることになっている。すなわち、二二名の市議会議員・四一〇名の市職員・公募された市民の中から、市長が確定をする。だから、準備作業とい

うことなので、必ずしも議会  
軽視というのは当たらないと  
思う。しかし、そういう御懸  
念を与えたことについては、  
遺憾の意、陳謝ということが  
必要、妥当であるなら陳謝を  
申し上げたい。

**伊予市保育所設置条例の  
一部を改正する条例につ  
いて**

### 問

今回廃止になる「あさひ保  
育所」と「ふたば保育所」の  
跡地利用についての計画は？  
ひらがなと漢字の保育所の  
名称をひらがなに統一する検  
討はなかつたか？  
また、「ぐんちゅう保育所」  
と名称が決まった経緯は？

### 答

あさひ保育所については、  
郡中児童クラブの分室及び公  
園として利用し、ふたば保育  
所については地元と相談しな  
がら公園利用を検討したい。  
名称の統一については、各



8月で幕を閉じるふたば保育所

地域の思い入れのある名称の  
ため、以前の名称を踏襲した  
が、今後地元より要望があれ  
ば、わかりやすいひらがなへ  
の統一も検討する。

「ぐんちゅう保育所」の名  
称は、二保育所の保護者にア  
ンケートを取り、三七名の応  
募があった。結果では「あお  
ぞら」が七名と最多だったが、  
建設地が旧郡中学校跡地だ  
ったこと、減少している郡中  
の地名を残す意味からも「ぐ  
んちゅう保育所」とし、「あ  
おぞら」の名称は併設する子  
育て支援センターの名称とし  
た。

平成十七年度

伊予市一般会計予算

五色姫海浜公園の  
花火について

### 問

今の時期は、夜遅くまで花  
火でやかましく、眠れない夜  
が多い。特に五色姫海浜公園  
は、週末などは、深夜十二時  
を回っても、騒がしく、又、  
恐ろしくて注意もできない。  
何らかの対策を要望したい。

### 答

六月末の週末は、専決予算  
で、又、七月一日から八月三  
一日までは、大雨・暴風雨・  
台風を除いては毎日、二人体  
制で、警備をお願いしたい。  
夜十時から朝の七時まで、花  
火だけでなく、暴走族の取り  
締まりも、あわせてお願いし  
たい。再三注意をするが、す  
ぐに分かってくれる人、反発  
する人、いろいろいる。立  
ち去っても、五分もすると、  
ほかのグループが来るとい  
ふので、非常に困っている。

伊予警察署に来てもらうよう、  
お願いをしている。  
夏場を迎えて地域住民のこ  
とを考えると、心苦しい思い

だが、警察等と今後更に、協  
力体制をとりながら、安全な  
夜が過ごせるよう努めたい。



五色姫海浜公園を巡回する警備員

## 防災計画書及び防災マップ作成委託料について

問

伊予市は山間部が多く、特に双海・中山はがけ等が多いので、がけ崩れの問題も含まれていると思われる。

特に伊予地域は、重信川に接したところがあり、河川の氾濫問題も含んだ防災マップとなっているか？

答

委託料は、予算額一〇一万八、五〇〇円を計上している。がけ崩れにおいては、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、一時避難場所、避難施設を載せている。

河川氾濫においては、重信川堤防が決壊した場合の浸水想定区域、避難場所、避難施設の名称、避難時の心得、非常持ち出し品の項目などを載せている。

防災マップは、がけ崩れ及び河川氾濫などに対応できるようにになっている。

問

木造住宅の耐震補助及び悪徳業者対策については？

答

国・県の補助を受けない単独事業として昨年、制度を廃止させた。

昨年度は、三〇戸であったが、実績は八戸であり、今年度は三〇戸を予定している。最近、新聞紙上で老人を対象に改築・地震対策といったようなことで、莫大なお金をだまし取られたと載っていたことを十分に受けとめている。県の生活センターともタイアップして、チラシを緊急に作り、そういった被害にあわないうように、広報で周知したい。

## 浄化槽設置整備事業費補助金について

問

浄化槽設置整備費補助金が、五、八三〇万円計上され、双海地区が三〇基、伊予地区が

一一〇基となっている。集会所の合併浄化槽は、補助の対象となるか？

答

合併浄化槽整備対象区域は、公共下水道事業認可区域、農業集落排水計画区域を除く区域が対象となる。

この事業の対象区域は、本庁地区と双海地区の個人設置型の補助金である。十六年度から対象区域を拡大した。対象者は、市内に住所を有する者で、住宅等を新築する場合に対象となり、浄化槽の大きさにより三五万円から五二万九、〇〇〇円の補助金が受けられる。

個人の住宅が対象であり、集会所・事業者・会社は対象とならない。中山地区は、市町村設置型であり、別の事業となり、方法が異なる。



浄化槽の設置

## 安広ポンプ場は

問

安広ポンプ場について、この受け持ち区域は、面積一三五ha、しかも市街化区域で人口も多いところであるが、現在の施設で対応できるのか？

答

安広ポンプ場の改造を計画している。国道56号線の四車線、港南中学校そばのため池の埋め立てなどにより、保水機能が低下し、また昨今の



異常気象などで米湊地区では、水路の氾濫が多発している。これに対応するため、水路の改修も順次行う。あわせて安広ポンプ場に沈砂池やバイパスを設けて能力向上を図りたい。



安広ポンプ場

## 新エネルギービジョンは

### 問

新エネルギービジョンとはどのような事業か？

### 答

この事業は、旧双海町で十・十六年度と環境に優しい燃料はないものか、二年間にまたがり研究をした。

その結果、間伐材を利用した燃料を作ることになり、十七年度に実験することとなった。事業費は八五万円を計上している。

上灘地区の共栄網加工場の一面を借り、木材によるペレットボイラーで湯を沸かし、チリメン・イリコ等を乾燥する実験を行い、実験データを作成する事業である。



燃料として使われるペレット

## 区長について

### 問

旧伊予市の区長人数は三名で、合併後一三三名となっており、一人当たりの戸数に大きな開きがあると思われるが、今後、統廃合により均衡のとれた人数にしていく考えはあるのか？

また旧市町では、区長の報酬額に差があったが、本年はどうなっているか？

### 答

伊予地区の区長は、数地区を代表し、各地区に広報委員を設置している。中山・双海地区は、区長が広報委員、また納税組合も兼ねており、伊予地区とは役割が異なっている。このままの状態では行政の一体化に欠けるので、再編に向けて検討会を立ち上げた。報酬額については、条例に定められている金額で、伊予地区が年間十四万円で、三二名分、中山地区が十万三、〇〇〇円で四七名分、双海地区が一万四、〇〇〇円で三四名分となっている。



伊予市ほたる保護条例の一部を改正する条例の制定について

### 問

今現在このような条例をつくらなければならないことに、寂しさを覚えているという愛媛新聞の投書に同感である。条例をつくらなければならないいほたるの捕獲が、双海・中山であったのか疑問に思う。森川は、最近ほたるが増えたが、激減するような捕獲は見えない。

保護条例を徹底するために看板を設置するというが、獲ってはいけないという看板を立てられるのを疑問に思う。ほたる保護を徹底できる方法はないものか。

### 答

中山ほたる保存会と話し合いを重ねてきたが、一〇〇%合意した訳ではない。ほたるを手にとる、いとおしむ、それを自然にまた放す、これがまさに、子どもの情操教育だと思っているので、中山ほたる保存

会の皆さんと何ら意見の相違はない。ほたるを捕っても自然にそれが増殖をする、これが今提案している条例の趣旨である。

願わくば、こういう条例はないのが良い。保存運動がなくても、ほたるが自然に飛び交うのが当たり前の環境だろうと思う。そういった環境をつくりあげていくのが、保護を徹底させていく最善の道と思う。

看板の件は、むやみやたらに立てるということではない。臨機応変に判断したい。



伊予中山ほたるまつり